

昭和 55 年 8 月 16 日
55 福障計第 329 号

東京都障害者団体連絡協議会設置要綱

(目的)

第 1 東京都における障害者施策に関する基本的な計画（以下「東京都障害者・障害児施策推進計画」という。）の策定及び推進に当たり、障害者等と協議するため、東京都障害者団体連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 連絡協議会は、国際障害者年の目標を支持する障害者団体の代表による委員及び関係各局等の職員をもって構成する。
2 委員は、福祉局長が委嘱する。

(所掌事項)

第 3 連絡協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 東京都障害者・障害児施策推進計画の策定等に当たり意見要望を聴取すること。
- (2) 東京都における障害者施策の推進に当たり必要な事項について協議すること。
- (3) その他東京都障害者・障害児施策推進計画に関し福祉局長が必要と認めること。

(座長)

第 4 連絡協議会の座長は、委員の互選によるものとする。
2 座長は、会議を主宰する。

(召集)

第 5 連絡協議会は、福祉局長が招集する。

(庶務)

第 6 連絡協議会の庶務は、関係局等の協力を得て、福祉局障害者施策推進部において処理する。

(雑則)

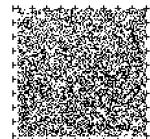
第 7 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 3 月 15 日から施行する。



附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。